

入 札 公 告

【 総合評価方式（簡易型Ⅱ・事後確認型）入札後審査型・週休2日推進工事（完全週休2日（土日）Ⅰ型）・個別事項 】

下記の建設工事について、制限付き一般競争入札（総合評価方式（簡易型Ⅱ・事後確認型）入札後審査型）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号。以下「規則」という。）第34条の規定により公告する。この工事の入札執行等については、関係法令に定めるもののほか、本公告及び入札公告（総合評価方式（簡易型Ⅱ・事後確認型）入札後審査型・共通事項）（以下「共通事項」という。）により行うものとする。

この入札は、静岡県電子入札システムにより執行する。

令和8年9月3日

静岡県知事 鈴木 康友

記

- 1－1 公 告 日 令和8年9月3日
1－2 入札執行者 静岡県知事 鈴木 康友
1－3 この入札に関する契約条項を示す場所及び事務を担当する機関（以下「契約条項を示す場所」という。）

静岡市葵区追手町9－6 静岡県庁
（契約事務に関する問合せ先）
静岡県財務部 建築企画課 054-221-2357 県庁東館13階
E-mail : kenchikukikaku@pref.shizuoka.lg.jp
（電子入札に関する問合せ先）
電子調達ヘルプデスク 電話0570-011311

1－4 工事内容等

入札番号	財工 第 80027 号
工事名	令和 8 年度 [第 38 - Z1502 - 01 号] 沼津商業高等学校管理棟他解体工事
工事箇所	駿東郡清水町徳倉地内
工事概要等	規 模 管理棟：鉄筋コンクリート造 2階建 延床面積2,200㎡ 情報実習棟：鉄筋コンクリート造 3階建 延床面積555㎡ 普通教室棟：鉄筋コンクリート造 3階建 延床面積2,774㎡ 昇降棟：鉄筋コンクリート造 平屋建 延床面積594㎡ 駐輪場：鉄骨造 2階建 延床面積380㎡ 投球練習場：鉄骨造 平屋建 延床面積95㎡
	構造形式 上記に係る解体工事一式（設備、外構解体を含む。）
	工 法
工 期	契約締結の翌日から （ただし翌日が土・日・祝日にあたる場合は翌開庁日から） 令和10年2月9日 限り
使用する主要な資機材	
落札方式	本工事は、企業及び配置予定技術者の技術力等と入札価格を総合的に勘案して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型Ⅱ）の施工工事である。
総合評価落札方式採用の理由	本工事は、技術的な工夫の余地が小さいが、施工の確実性を確保することが重要であるため、総合評価落札方式（簡易型Ⅱ）を適用する。

1－5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足していることについての確認を受けた者であること。

条 件	左記の詳細
(1)静岡県建設工事競争入札参加資格の認定業種	解体工事に係る認定を受けている者
(2)許可の種類	解体工事業に係る特定建設業の許可を受け、かつ、廃棄物処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定に基づき、収集運搬業の許可を受けている者であること。
(3)経営事項審査の総合評定値	条件なし
(4)営業所の所在地	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち、主たる営業所が下田、熱海、沼津、富士、静岡又は島田土木事務所管内にあること。「主たる営業所」とは、建設業法に基づく建設業の許可申請時（変更申請を含む）に届け出た、主たる営業所をいう。
(5)同種工事の施工実績	平成23年4月1日以降に、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した契約金額5千万円以上の解体工事を元請として施工した実績を有すること。（平成23年4月1日以降に完成、引渡し済のものに限る。）また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。なお、静岡県発注工事での工事成績評定が64点以下の場合は、同種の工事実績として認めない。 ※特殊法人等とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下「入契法」という。）第2条第1項に定めるものをいう。なお、入契法における「特殊法人等」には、国立大学法人は含み、県立大学法人及び県立病院機構は含まない。
(6)配置予定技術者	・適正な主任技術者を配置できること。 （工場製作を含む工事） 工場製作のみが行われている期間と現場施工の期間を明確に区分することができる場合、工場製作から現場施工に移行する際に、主任技術者又は監理技術者を交代することができる。 この場合、工場製作のみが行われている期間に配置する主任技術者又は監理技術者については、上記施工経験は求めない。また、様式第2号「入札参加資格申請書」の技術者氏名等への記載及び配置予定技術者等の資格・施工経験の確認資料の提出も不要とする。 ・入札執行日以前に3ヶ月以上の雇用関係があること。 ・建設業法第26条の規定により、請負金額に応じた専任の主任技術者又は下請契約の合計金額に応じた監理技術者を配置すること。 監理技術者資格者証の業種（解体） なお、他工事の主任技術者又は監理技術者との兼務の可否については、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成16年3月1日付け、国総建第316号）等に基づき、発注者が判断する。
(7)技術者の専任を要する工事においては、右に掲げる基準により専任できること	1－9の入札日程に記載する開札日の翌日から起算して20日目から専任で配置できること。（土日祝日を含む。） （工場製作を含む工事） 工場製作のみが行われている期間については、専任での配置は不要とする。この場合、専任での配置が不要な期間については、契約後に受発注者が協議して決定する。

(8) 右に掲げる設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと	<設計業務等の受託者> (株) 金丸建築設計事務所 静岡市駿河区丸子一丁目3番4号 <当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者> a 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 b 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
(9) その他の条件	共通事項に記載のとおり

1-6 提出資料について

(1) 提出期日および方法

指定した日時までに提出すること。

① 提出期日	入札前に提出する資料は、1-9 (1) 入札前の入札参加資格確認申請書の提出、(2) 入札前の技術資料等の提出による。 入札後に提出する資料は、1-9 (13) の入札後に行う資格確認資料及び技術資料に係る根拠書類の提出による。
② 提出方法	原則として電子入札システムにより提出する。

(2) 提出する資料一覧

・参加申請締切時に提出が必要な書類			
	様式等	タイトル	提出時期
☐	入札後審査様式第2号	入札参加資格確認申請書	1-9 (1) 参照
☐	技術資料様式	表紙	1-9 (2) 参照
☐	技術資料様式-1	評価点申請一覧	〃
☐	技術資料様式-5	企業の施工能力・地域貢献度等	〃
☐	技術資料様式-6	配置予定技術者の能力	〃
・入札書提出時に必要な書類			
	様式等	タイトル	提出時期
☐	様式第6号	入札価格（工事費）内訳書	入札時
・入札後事後審査時に必要な書類			
	様式等	タイトル	提出時期
☐	申請書の添付資料	入札参加資格確認資料	開札後2日以内（開札日を除く。次順位者以降は別途指示する。）
☐	技術資料の添付資料	技術資料に係る根拠書類	〃（該当のある場合）

・電子入札システムでは、技術資料様式（添付資料は除く）は、エクセルデータまたはPDF形式で提出すること。

・根拠書類等の添付資料がある場合で、送信できない書類は提出期限（必着）までに持参又は郵送すること。

・また、電子入札システムによる送信は、1回しかできないので、注意すること。

・技術資料等の内容についてのヒアリングは行わない。

(3) 技術資料作成上の注意事項

評価点申請一覧 (技術資料様式－１)	① 工事成績は、静岡県建設事務総合システムに登録された（静岡県発注の）過去３か年度（令和５年度から令和７年度に完成した当初契約500万円以上の工事）の平均点（当該発注工事と同業種を対象とする。）で評価するが、申請者からの申告も受け付けるものとする。 また、当該業種の成績評定がない入札参加資格者については加點評価しない。減点となる実績（64点以下）は、当該発注工事と同業種におけるものとする。記載のない場合は、静岡県の算定により評価する。 申請点が静岡県の算定と異なる場合は、発注機関が申請者に申請内容を確認し、本来の点に修正する。 発注機関から根拠となる資料（工事成績評定通知書の写し等）の提出を求められた場合は提出すること。 ② 各評価項目について、評価項目の各様式に基づいた申請点を記入する。なお、技術資料様式－１の申請点に誤りがあった場合は、評価項目の各様式に記載されている内容や根拠書類に関係なく、本来の評価より自己申請が低い場合は修正を行わず、自己申請が高い場合のみ本来の評価に下方修正する。
企業の施工能力 (技術資料様式－５)	① 施工実績は、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注し、平成28年度以降に完成し、引渡しが完了した工事※の中から、以下に示す対象工事のいずれか１件を記載する。 同種工事として、次の要件を全て満たす元請施工実績を評価する。 ・ 構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造（混構造含む） ・ 延床面積：2,700㎡ 以上（１棟当たり） ・ 工事種別：解体 ・ 契約金額：設定なし 類似工事として、次の要件を全て満たす元請施工実績を評価する。 ・ 構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造（混構造含む） ・ 延床面積：1,300㎡ 以上（１棟当たり） ・ 工事種別：解体 ・ 契約金額：設定なし 原則として、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事成績情報サービス(以下「CORINS」という。)に登録された工事とする。 CORINSで確認できない場合は、契約書、設計図書等で確認できること。 特殊法人等とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下「入契法」という。)第２条第１項に定めるものをいう。なお、入契法における「特殊法人等」には、国立大学法人は含み、県立大学法人及び県立病院機構は含まない。 施工実績の工事が静岡県発注工事の場合は、その工事の工事成績評定通知書の写しを添付すること。なお、その工事成績評定が64点以下のものは施工実績として認めない。 施工実績を確認できる資料として、該当工事のCORINSの工事カルテの写し（CORINSで確認できない場合は、同種・類似工事の条件を確認できる図面・特記仕様書等の写し）を添付すること。 JV（特定）工事の施工実績は各構成員の実績として、JV（経常）工事の施工実績は、当該JV（経常）の実績として評価対象とする。 ② 令和３年度から令和８年度に静岡県(財務部、経営管理部、交通基盤部、くらし・環境部、経済産業部、企業局)が行う解体工事に係わる優良工事・安全工事・地域貢献・ICT優良工事・働き方改革工事部門の表彰を受けている場合は、表彰状の写しを添付すること。企業局の局長表彰は部長表彰扱いとする。なお、令和８年度の表彰は、表彰日以降に公告した案件において、評価対象とする。 ③ 「静岡県週休２日推進工事（建築工事）実施要領（令和２年４月１日施行）」に基づき、技術資料提出期限日までに完成、引渡しが完了した４週６休以上の現場閉所を実施した工事成績がある場合は、根拠書類として、工事検査結果通知書及び工事成績評定通知書等の写しを提出すること。なお、静岡県が発注した工事を評価対象とし、工事成績評定が64点以下のものは施工実績として評価しない。

	④ 県内の元請又は下請業者の組織に属し、登録基幹技能者制度に基づく以下に示す種類の登録基幹技能者を配置する場合は、「登録基幹技能者講習修了証」の写しを添付すること。なお、評価対象者は1名とし、本工事における配置予定技術者（主任（監理）技術者若しくは監理技術者補佐又は現場代理人）は評価対象としない。 *評価対象とする登録基幹技能者 <table border="1" data-bbox="531 331 1465 409"> <tr> <td>登録基幹技能者講習の種目</td><td>登録解体基幹技能者</td></tr> <tr> <td>登録基幹技能者が従事する工種</td><td>解体工事業</td></tr> </table> ⑤ 「活用申請」とは、当該工事における評価点申請一覧（技術資料様式－1）での「建設キャリアアップシステム」の活用申請とする。 「活用申請」ありの場合、「建設キャリアアップシステム」から出力される「現場・契約情報」で元請事業者として当該工事における現場で登録された就業履歴数（1以上）の確認ができるものを履行確認書類とする。（工事完成時に監督員に提出する。） ⑥ 技術資料提出期限日に有効なISO9001, ISO14001又はエコアクション21の認証を取得している場合は、認証取得を証する書類の写しを添付すること。また、平成23年度以降に静岡県が発注した解体工事において、ISO9001を活用した監督業務による工事实績（技術資料提出期限日時点で引渡し完了していること）がある場合はISO9001認証取得活用監督業務等承認通知書の写しを添付すること。 ただし、工事成績評定64点以下は評価しない。	登録基幹技能者講習の種目	登録解体基幹技能者	登録基幹技能者が従事する工種	解体工事業
登録基幹技能者講習の種目	登録解体基幹技能者				
登録基幹技能者が従事する工種	解体工事業				
企業の地域貢献度等 （技術資料様式－5）	⑦ 令和7年度末までに静岡県、県内の国又は市町の機関等と災害協定を締結している場合は、協定書の写し（所属団体が締結している場合は、自社の加盟がわかる根拠書類を含む。）を添付すること。また、令和3年度から令和7年度までに、静岡県又は県内の国又は市町の機関等との災害協定に基づく県内での活動実績（訓練を除く。）がある場合は、その活動報告書及び協定書の写しを添付すること。 ⑧ 令和7年度の1年間に静岡県内における地域ボランティア活動（環境・美化・交通安全、福祉活動等の企業の自発的な活動で、寄付活動は除く。）の実績がある場合は、活動の時期、活動内容、自社名が記載された新聞・広報紙、又は第三者（所属団体が主催する活動等については、自社の参加がわかる根拠書類を含む。）の証明書を添付すること。（様式自由） ⑨ 雇用実績は、県内居住者（雇用後に県内居住者となった者を含む。）を新規に雇用し、技術資料提出日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込みがある場合を評価し、次のいずれかを評価する。 （a）評価の対象となる「40歳以下新規雇用」とは、令和7年度末時点で40歳以下で、令和7年度に雇用した者とする。 （b）評価の対象となる「新規雇用」は、令和7年度の雇用とする。 上記のいずれかに該当する場合は、根拠書類として、次の書類を提出すること。 ・雇用を確認できる書類（監理技術者資格者証の写し、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し又は雇用保険被保険者資格取得確認通知書等自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するもの）の写し ・県内居住を確認できる書類として、住民票の写し（技術資料提出日が属する月の3か月前の1日以降に発行され、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）又は運転免許証の写し ※県内居住者であっても県内に住民登録していない者は評価しない。 ⑩ 「障害者雇用企業登録者名簿（静岡県経済産業部）」に登録されている場合は、根拠書類として令和8年3月31日時点で有効期間内の「障害者雇用企業審査結果通知書」の写しを添付すること。 ⑪ 「静岡県次世代育成支援企業」に認定されている場合は、根拠書類として令和8年3月31日時点で有効期間内の「静岡県次世代育成支援企業認証書」の写しを添付すること。				

配置予定技術者の能力 (技術資料様式－6)	配置を予定する主任（監理）技術者の氏名等を記載する。なお、技術資料提出時に配置予定技術者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を申請することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。（複数申請する場合は、本様式を複写して使用する。）また、実際の施工に当たって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等に限る。 ① 配置予定技術者の資格が確認できる資料を添付すること。 ② 施工経験は、平成28年度以降に完成、引渡しが完了した対象工事の中で、主任（監理）技術者若しくは監理技術者補佐又は現場代理人として、「1-6(3)企業の施工能力①」に記載する同種工事を元請として施工した経験がある場合は1件記載する。 施工経験の工事が静岡県発注工事の場合は、その工事の工事成績評定通知書の写しを添付すること。なお、その工事成績評定が64点以下のものは工事経験として認めない。 記載した工事を確認できる資料として、CORINSの工事カルテの写し（CORINSへの登録がない場合は、同種及び類似工事の要件が確認できる契約書の写し、契約図面の写し、主任技術者等通知書の写し）等を添付すること。 JV（特定）工事の施工実績は各構成員の実績として、JV（経常）工事の施工実績は、代表構成員の実績として評価対象とする。 ③ 令和3年度から令和8年度に静岡県（財務部、経営管理部、交通基盤部、くらし・環境部、経済産業部、企業局）が行う解体工事に係る優良技術者表彰を受けている場合は、表彰状の写しを添付すること。企業局の局長表彰は部長表彰扱いとする。なお、令和8年度の表彰は、表彰日以降に公告した案件において、評価対象とする。 ④ 令和6年度から令和7年度における任意の1年間において、各団体（建築CPD運営会議、その構成団体又は（公社）日本技術士会）の継続教育において、各段団体の設定する推奨単位又はその半数以上の単位取得がある場合は、各団体が発行するCPD実績証明書等を添付すること。
--------------------------	--

1－7 技術的能力の審査に関する事項

技術審査における審査項目及び審査基準は以下のとおりとする。

審査項目	審査基準
企業の施工能力	① 工事成績評定点の平均点（令和5年度～令和7年度） ② 同種・類似工事の施工実績（平成28年度以降） ③ 解体工事の表彰実績（令和3年度～令和8年度） ④ 週休2日推進工事の施工実績（令和7年度以降） ⑤ 登録基幹技能者の配置 ⑥ 建設キャリアアップシステムの活用申請の有無 ⑦ 品質管理・環境マネジメントの取組状況（実績：平成23年度以降）
配置予定技術者の能力	① 技術者の資格 ② 同種・類似工事の施工実績（平成28年度以降） ③ 解体工事の表彰実績（令和3年度～令和8年度） ④ CPD（継続教育）の状況（令和6年度～令和7年度における任意の1年間）
企業の地域貢献度等	① 地域内における主たる営業所の所在地 ② 災害協定に基づく活動実績（令和3年度～令和7年度） ③ 地域ボランティア活動の実績（令和7年度） ④ 労働福祉の状況（雇用） ・ 雇用実績 40歳以下新規雇用（令和7年度末時点で40歳以下かつ令和7年度雇用） - 新規雇用（令和7年度） ・ 障害者雇用企業登録者名簿への登録（令和7年度） ・ 静岡県次世代育成支援企業の認定（令和7年度）

1-8 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

各評価項目について下記の評価基準に基づき加点するものとする。

① 企業の施工能力

評価項目	評価基準	配点	最大得点	根拠書類
過去3か年度における工事成績評定点の平均点 (*1)	81点以上	3.0	3.0	
	79点以上81点未満	1.5		
	79点未満又は実績なし	0.0		
	※64点以下の実績がある場合は、マイナス評価する	-1.0		
過去10年間の同種工事の施工実績の有無 (*2)	同種工事の実績あり	1.0	1.0	CORINS又は契約書等の写し
	類似工事の実績あり	0.5		
	その他	0.0		
過去5か年度又は入札公告日の年度における優良工事等表彰の有無 (*3)	知事表彰の実績あり	3.0	3.0	表彰状の写し
	部長表彰の実績あり	2.0		
	理事・参事・局長・出先所長等表彰の実績あり	1.0		
	表彰の実績なし	0.0		
令和7年度以降の週休2日推進工事の施工実績の有無 (*4)	4週8休以上の実績あり	1.0	1.0	工事検査結果通知書及び工事成績評定通知書の写し等
	4週6休以上4週8休未満の実績あり	0.5		
	実績なし	0.0		
登録基幹技能者の配置の有無 (*5)	配置あり	1.0	1.0	登録基幹技能者講習修了証の写し
	配置なし	0.0		
建設キャリアアップシステムの活用申請の有無 (*6)	「活用申請」あり	0.5	0.5	
	「活用申請」なし	0.0		
品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況 (*7)	ISO9001、ISO14001又はエコアクション21の認証を取得済み	1.0	2.0	・ISO、エコアクション21認証書の写し ・ISO9001認証取得活用監督業務等承認通知書の写し
	ISO9001、ISO14001又はエコアクション21の認証を取得していない	0.0		
	※平成23年度以降にISO9001を活用した監督業務による工事を実施した企業には更に加点する	+1.0		

注) *1 工事成績は、静岡県発注工事（令和5年度から令和7年度に完成した当初契約500万円以上の工事）の平均点（当該発注工事と同業種を対象とする。）とする。当該業種の成績評定実績がない場合は、加点評価しない。

原則として、静岡県建設事務総合システムを活用して算定するが、算定と申請内容に相違がある場合は、申請者に確認し点数を決定する。発注機関から根拠となる資料（工事成績評定通知書の写し等）の提出を求められた場合は提出すること。

注) *2 同種及び類似工事の実績とは、「1-6(3)企業の施工能力①」に記載する工事を元請として施工した実績をいう。

注) *3 対象は、静岡県（財務部、経営管理部、交通基盤部、くらし・環境部、経済産業部、企業局）が行う解体工事の表彰とし、対象年度は令和3年度から令和8年度とする。企業局の局長表彰は部長表彰扱いとする。なお、令和8年度の表彰は、表彰日以降に公告した案件において、評価対象とする。

注) *4 対象は、「静岡県週休2日推進工事（建築工事）実施要領（令和2年4月1日施行）」に基づき、技術資料提出期限日までに完成、引渡し完了した4週6休以上の現場閉所を実施した工事とする。なお、静岡県が発注する工事を評価対象とし、工事成績評定が64点以下のものは施工実績として評価しない。

注) *5 評価対象とする登録基幹技能者は、次のとおりとする。

登録基幹技能者講習の種目	登録解体基幹技能者
登録基幹技能者が従事する工種	解体工事業

登録基幹技能者は、県内の元請又は下請業者に属する1名を評価対象とする。なお、本工事における配置予定技術者（主任（監理）技術者若しくは監理技術者補佐又は現場代理人）は評価対象としない。

注) *6 一般財団法人建設業振興基金によって運営がなされている建設キャリアアップシステムの活用を申請する元請を評価対象とする。

注) *7 当該工事の発注業種と同業種のものを評価する。

②配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準		配点	最大得点	根拠書類
技術者の資格	解体工事施工技士		1.0	1.0	資格証等の写し
	その他		0.0		
過去10年間の主任（監理）技術者等の施工経験の有無（*1）	主任（監理）技術者若しくは監理技術者補佐としての	同種工事の経験あり	2.0	2.0	CORINS又は証明できる契約書等の写し
		類似工事の経験あり	1.0		
	現場代理人としての	同種工事の経験あり	1.0		
		類似工事の経験あり	0.5		
	その他		0.0		
過去5か年度又は入札公告日の年度における優良技術者表彰の有無（*2）	部長表彰の実績あり		3.0	3.0	表彰状の写し
	理事・参事・局長・出先所長等表彰の実績あり		1.5		
	表彰の実績なし		0.0		
CPD（継続教育）の状況（*3）	CPD制度に1年以上継続して登録しており、1年間の取得単位が当該団体の推奨単位以上の場合		1.0	1.0	実績証明書等
	CPD制度に1年以上継続して登録しており、1年間の取得単位が当該団体の推奨単位の半数以上推奨単位未満の場合		0.5		
	継続教育の証明なし又は各団体の推奨単位の半数未満の取得の場合		0.0		

注）*1 同種工事の実績とは、「1-6(3)企業の施工能力①」に記載する工事を元請として施工した実績をいう。

注）*2 対象は、静岡県（財務部、経営管理部、交通基盤部、くらし・環境部、経済産業部、企業局）が行う解体工事の表彰とし、対象年度は令和3年度から令和8年度とする。企業局の局長表彰は部長表彰扱いとする。なお、令和8年度の表彰は、表彰日以降に公告した案件において、評価対象とする。

注）*3 CPD（継続教育）単位の評価について

証明書の種類	対象等
建築CPD個人実績表 建築CPD実績証明書等	CPD（継続教育）の取組状況の評価は、建築CPD運営会議（CPD推奨（目標）単位を設定している各構成団体を含む。）及び公益社団法人日本技術士会のうち、1団体の継続教育を評価する。評価基準は、令和6年度から令和7年度の過去2か年度のうち、任意の1年間における取得単位で評価する。根拠書類として、各団体が発行する取得単位の証明書の写しを提出すること。

③企業の地域貢献度等

評価項目		評価基準	配点	最大得点	根拠書類
企業の地理的条件		沼津土木事務所管内に主たる営業所あり	0.5	0.5	
		その他	0.0		
過去5か年度の災害協定に基づく活動実績の有無及び災害時の備え(*1)		災害協定の締結あり	0.5	2.0	・災害協定書の写し（自社の参加がわかるもの） ・出勤要請書及び完了報告書の写し
		災害協定に基づく県内での活動の実績あり	+1.0		
		※工事場所のある土木事務所管内における活動実績の場合は更に加点する	+0.5		
		災害協定の締結なし	0.0		
前年度の地域ボランティア活動の実績の有無(*2)		地域貢献活動の実績あり	1.0	1.0	証明書、新聞記事等で自社の参加がわかるもの
		活動の実績なし	0.0		
労働福祉の状況	雇用実績(*3)	40歳以下新規雇用の実績あり	1.0	1.0	住民税特別徴収税額通知書の写し等、運転免許証
		新規雇用あり	0.5		
		該当なし	0.0		
	障害者雇用(*4)	障害者雇用企業登録者名簿（静岡県経済産業部）への登録あり	0.5	0.5	障害者雇用企業審査結果通知書の写し
		該当なし	0.0		
	次世代育成支援(*5)	静岡県次世代育成支援企業認証制度による認定あり	0.5	0.5	認証書の写し
		該当なし	0.0		

注) *1 災害協定は、令和7年度末までに締結しているもので、静岡県又は県内の市町・国の機関（特殊法人や公益法人は評価対象外とする。）との協定を対象とする。
活動実績は、令和3年度から令和7年度まで（当該年度における活動実績は評価しない。）における活動を評価する。訓練や年間（単価）契約によるものは評価対象としない。

注) *2 評価対象は、令和7年度の県内における道路・河川・公園等の公共施設に係る美化活動、農地・森林・海岸等で地域や行政との協働で実施する環境の保全活動、交通安全・防犯活動、福祉・医療・教育に係る支援活動で、企業としての自発的な取組の活動（団体の構成員としての活動や町内会からの要請活動等を含む。）に限る。なお、寄付、募金、現物支給等の金銭的・物的な活動は評価しない。

注) *3 雇用実績は、県内居住者（雇用後に県内居住者となった者を含む。）を新規に雇用し、技術資料提出日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込みがある場合で、次のいずれかを評価する。

①評価の対象となる「40歳以下新規雇用」とは、令和7年度末時点で40歳以下で、令和7年度に雇用した者とする。

②評価の対象となる「新規雇用」とは、令和7年度における雇用とする。

注) *4 評価の対象は、令和8年3月31日時点で有効期間内のもの。

注) *5 評価の対象は、令和8年3月31日時点で有効期間内のもの。

最大得点合計： 24.0 点

(2) 総合評価の方法

- ① 評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、さらに技術資料の内容に応じ、加算点を与える。なお、標準点を100点とし、加算点の最高点数を20点とする。したがって、上記(1)「入札の評価に関する基準」によって得られた得点に20/24を乗じて加算点を算出する。（小数点以下2位止め（3位を四捨五入））

- ② 総合評価は、標準点と加算点の合計である技術評価点を当該入札参加者の入札価格で除し、1,000を乗じて得た評価値をもって行う。評価値の計算において入札価格は千円単位とし、1,000円未満の数値は小数点以下で扱う。ただし、入札価格が調査基準価格（※1）を下回った場合は、調査基準価格で評価値を算出する。

※1 「静岡県低入札価格調査制度実施要領」第3条に定める調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）

(3) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札し、次の（ア）、（イ）の要件に該当する者のうち（2）「総合評価の方法」により得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札候補者とする。（評価値は、小数点以下4位止め（5位を四捨五入）とする。このとき、同じ評価値がある場合は、評価値に差が生じるまで小数点以下の位止めを増やすこととする。）

ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは（ア）、（イ）の要件に該当する入札をした他の者のうち評価値の最も高い者を落札候補者とすることがある。

（ア）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

（イ）評価値が、標準点（100点）を予定価格（千円単位）で除し、1,000を乗じた数値を下回らないこと。

- ② 上記①において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。

- ③ 入札後に落札候補者から提出された入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）により、参加資格要件の詳細な確認を行う。その結果、参加資格要件を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。参加要件を満たしていないと確認した場合は、次順位者を落札候補者とし、資格確認資料の提出を求める。なお、落札者が決定するまで順次同様の手続を行うものとする。

- ④ 入札後に落札候補者から提出された技術資料の根拠書類により、評価項目の詳細な確認を行う。その結果、評価項目の要件を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。評価項目を満たしていないと確認した場合は、次順位者を落札候補者とし、技術資料の根拠書類の提出を求める。なお、落札者が決定するまで順次同様の手続を行うものとする。

(4) 評価内容の担保

受注者の責により提案内容が不履行の場合は、次の方法により工事成績評定点の減点を行う。

・工事成績評定点の減点方法

不履行の項目ごとに5点減点する。

1-9 入札日程

(1)入札前の入札参加資格確認申請書（以下「申請書」）の提出	<電子入札システムの場合> 公告の日の翌日から 令和8年9月15日（火）まで （閉庁日（「静岡県の休日定める条例」第1条に定める県の休日）をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後9時まで、 ただし最終日は午後3時まで <持参の場合> 公告の日の翌日から 令和8年9月14日（月）まで （閉庁日を除く。）午前9時から午後5時まで 申請書及び資格確認資料は、各2部（正本1部、副本1部）及び 長形3号封筒（簡易書留料金を含む切手460円貼付）を併せて 契約条項を示す場所に持参する。 ＊提出資料については、共通事項参照	共通事項2-2
(2)入札前の技術資料の提出	<電子入札システムの場合> 公告の日の翌日から 令和8年9月15日（火）まで （閉庁日を除く。）の午前9時から午後9時まで、 ただし最終日は午後3時まで <持参の場合> 公告の日の翌日から 令和8年9月14日（月）まで （閉庁日を除く。）午前9時から午後5時までに、技術資料各1部を 契約条項を示す場所に持参する。 <郵送の場合> 令和8年9月14日（月）午後5時（必着）までに、技術資料各1部を契約条項を示す場所に郵送する。	1-6 参照

(3) 入札参加資格の確認通知	令和8年9月16日（水）までに電子入札システムにより通知する。（持参の場合は郵送により通知する。）	
(4) 入札前の参加資格確認で資格がないと認められた者の請求期限	通知を受けた日から 令和8年9月24日（木）まで（閉庁日を除く。） ＜電子入札システムの場合＞ 午前9時から午後9時まで、ただし最終日は午後5時まで ＊電子入札システムの場合は、送信後に静岡県財務部建築企画課（Tel 054-221-2357）まで電話連絡を行うこと。 ＜持参の場合＞ 午前9時から午後5時まで（契約条項を示す場所）	共通事項 2－4
(5) 上記の回答期限	令和8年9月28日（月）まで	共通事項 2－4
(6) 図面及び特記仕様書並びに数量書（以下「設計図書等」という。）の交付	・ 交付期間 公告の日から 令和8年10月6日（火）まで（閉庁日を除く。） ・ 交付するもの 図面、特記仕様書、数量書（参考図書） ※数量書は、参考資料であり、契約図書ではありません。 入札等の際は、設計図書（図面及び仕様書等）により積算すること。 ・ 交付方法 1－10の交付方法による。	共通事項 2－3
(7) 図面の縦覧期間		共通事項 2－3
(8) 設計図書等に対する質問受付期間	公告の日の翌日から 令和8年9月17日（木）まで（閉庁日を除く。） ＜電子入札システムの場合＞ 午前9時から午後9時まで、ただし最終日は午後5時まで ＜持参の場合＞ 午前9時から午後5時まで	共通事項 2－3
(9) 上記の回答書縦覧期間等	令和8年9月28日（月）から 令和8年10月6日（火）まで 回答は、電子入札システムに掲載する。 ＜縦覧の場合＞ 契約条項を示す場所で縦覧を行う。	共通事項 2－3
(10) 入札書等の提出について	＜電子入札システムの場合＞ 令和8年10月6日（火）から令和8年10月7日（水）まで（閉庁日を除く。） 期間内の午前9時から午後9時まで、ただし最終日は午後4時まで ＜持参の場合＞ 開札日時に、契約条項を示す場所に以下の書類を提出すること。 ・ 入札書、委任状（代理人の場合）、入札参加資格確認通知書、 入札価格（工事費）内訳書	共通事項 2－5
(11) 入札価格（工事費）内訳書	工事の入札における全ての入札参加者は、入札書と同時に提出しなければならない。また、入札後12か月以内に、執行機関の必要に応じ、より詳細な項目を記載した内訳書を提出する。	共通事項 2－6
(12) 開札日時	令和8年10月8日（木） 午前10時	共通事項 2－7
(13) 入札後に行う資格確認資料及び技術資料に係る根拠書類の提出	開札の日から 令和8年10月13日（火）まで（閉庁日を除く。） （次順位者以降の者の期日は別途指示する。） ＜電子入札システムの場合＞ 午前9時から午後9時まで、ただし最終日は午後5時まで ＜持参の場合＞ 午前9時から午後5時まで 提出資料については、事前に提出したものを除く。	共通事項 2－2
(14) 入札後の参加資格確認で資格がないと認められた者、若しくは技術資料の確認で資格がないと認められた者の請求期限	通知を受けた日から 令和8年10月19日（月）まで（閉庁日を除く。） （次順位者以降の者の期日は別途指示する。） ＜電子入札システムの場合＞ 午前9時から午後9時まで、ただし最終日は午後5時まで ＜持参の場合＞ 午前9時から午後5時まで	共通事項 2－4

(15) 上記の回答期限	令和8年10月23日（金）まで（閉庁日を除く。）	共通事項 2 - 4
--------------	--------------------------	------------

※紙による申請等は発注機関の承認が必要

1-10 設計図書等の交付方法

(1) 設計図書等の交付	・ 入札情報サービス（PPI）により交付する。
--------------	-------------------------

1-11 その他

(1) 調査基準価格（又は最低制限価格）の設定	県ホームページ「建設業のひろば」に掲載されている「低入札価格調査実施要領・運用」を参照してください。 調査基準価格の設定(有) 調査基準価格及び契約しない基準値の補正(有)
(2) 前払金	請負代金の60%以内 (ただし中間前払金20%を含む。)
(3) 部分払	請負代金が100万円以上2,000万円未満は2回以内、2,000万円以上5,000万円未満は3回以内、5,000万円以上は4回以内とする。 ただし、債務負担「有」の場合、最終年度を除いた各年度につき1回を上記回数に加えることがある。
(4) 契約書作成	要
(5) 工程表の提出	要
(6) 工事工程月報	要
(7) ISOを活用した監督業務	準用1による
(8) 現場代理人及び技術者の氏名の通知	書面
(9) 火災保険付保の要否	無
(10) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
(11) 契約後VE	有
(12) 週休2日推進工事	対象（完全週休2日（土日）I型）
(13) 電子小黒板の活用	要
(14) 法定外の労災保険（※）の付保	受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

※公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約準用1

- (1) 本工事は、ISO9001認定取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。（ただし、低入札価格調査の対象となった場合は除く。）
落札者は、ISO9001認定取得を活用した監督業務等の取扱いの適用を希望する時は、建築工事課長に対し、工事請負契約締結日から14日以内に次の①から④までに掲げる書類を添えてその承認の申請をすることができる。ただし、③及び④に掲げる書類については、①に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。
- ① ISO9001認証の取得に係る登録証の写し
 - ② ISO9001の審査に係る次の書類
イ 直近の審査報告書（初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。）の写し
 - ③ 本工事を担当する内部組織がISO9001認証を取得している場合にあつては、その旨を示す書類

- ④ IS09001認証の範囲が、本工事の内容に一致していることを示す書類
- (2) 建築工事課長は、この取扱いの適用が適当と認めたときは、申請日から14日以内に承認し、その旨を申請者に通知する。
 - (3) 建築工事課長は、この取扱いの適用が適当でないと認めたときは、申請日から14日以内に理由を付して、その旨を申請者に通知する。
 - (4) その他詳細不明の点については、静岡県財務部建築工事課（TEL:054-221-3229）に照会すること。

入 札 公 告（総合評価方式（簡易型Ⅱ・事後確認型）入札後審査型・共通事項）

2－1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足していることについての確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。
(2) 静岡県における建設工事競争入札参加資格の認定を受けていること。（認定業種は、入札公告（総合評価方式（簡易型Ⅱ・事後確認型）入札後審査型・個別事項（以下「個別事項」という。））に記載）
(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく許可を受けている者であること。（許可の種類は、個別事項に記載）
(4) 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）（以下「入札参加停止等措置要綱」という。）に基づく入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）を受けていないこと。
(5) 静岡県発注公共工事暴力団排除措置要領（平成5年8月1日施行）に基づき、指名からの排除措置を受けていないこと。
(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てが成されている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てが成されている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

2－2 入札参加資格の確認

- (1) この入札の参加希望者は、申請書を作成の上提出し、入札参加資格の基本的な確認を受けなければならない。また、開札の結果、落札候補者になった者は、入札後に、資格確認資料を提出し、入札参加資格の詳細な確認を受けなければならない。
- (2) この入札の参加希望者は、入札前に、総合評価方式の技術資料（以下「技術資料」という。）について、表紙、様式－1から様式－6のうち必要な書類を作成の上提出し、総合評価における実績等の評価項目の基本的な確認を受けなければならない。

また、開札の結果、落札候補者になった者は、入札後に、技術資料に関する根拠書類（事前に提出したものを除く。）を提出し、総合評価における実績等の評価項目の詳細な確認を受けなければならない。

- (3) 上記(1)及び(2)の書類の提出は、原則静岡県電子入札システムによる電送とするが、電子ファイルの容量により電送できない場合や、紙媒体による提出について発注者の承諾（紙入札方式参加申請書（静岡県公共事業電子入札運用基準 様式4）を提出）を得た場合は、持参することができる。なお、提出期限までに申請書、資格確認資料及び技術資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(4) 入札参加資格の確認等

① 入札参加資格確認基準日	申請書の提出期限の日
② 申請書	入札後審査型様式第2号
③ 技術資料等	個別事項に記載
④ 入札前に行う入札参加資格の確認	提出期限までに申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
⑤ 入札後に行う入札参加資格の詳細な確認	落札候補となった者は、指定する期日までに入札資格確認資料を、指定する日時までに契約条項を示す場所へ提出すること。
⑥ 入札前に行う評価項目の確認と技術審査	提出期限の日までに技術資料（様式に添付する根拠書類を除く）を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
⑦ 入札後に行う評価項目の詳細な確認	落札候補となった者は、指定する期日までに、技術資料に係る証明資料（事前に提出したものを除く。）を作成の上、指定する日時までに契約条項を示す場所へ提出すること。

⑧ 同種工事の施工実績の確認（参加条件の場合）	○ 同種工事の施工実績を確認できる書類を提出すること。 - 同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し又は工事カルテ（CORINS）の写し等 （上記に加え、当該工事の概要が記された設計図書の写し等が必要な場合は、個別事項 1－5 に記載） - 同種工事の施工実績が静岡県発注のものである場合は、工事成績評定点が記載されている通知書の写し（完成検査合格通知書等）
⑨ 配置予定技術者の資格・工事経験の確認（参加条件の場合）	1－5 に掲げる資格があることを的確に判断できる配置予定の技術者の資格及び同種の工事経験を確認できる資料を提出すること。この場合、配置予定の技術者として複数の候補技術者に関する資料を提出することができる。また、他の工事に配置されている技術者が、従事している工事の完成等により本工事に確実に配置できる見込みがある場合は、当該技術者を配置予定技術者として記載することができる。 専任を要する工事における配置予定技術者の専任を開始する日は、現場施工に着手する日が確定している場合は、明示された当該日から専任で配置できることを条件とし、現場施工に着手する日が確定していない場合は、開札日の翌日から起算して 20 日目（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）から専任で配置できることを条件とする。 専任の終了する日は完成検査終了日とし、修補等がなく、現場における検査が終了することを条件とする。 なお、工場製作のみが行われている期間と現場施工の期間を明確に区分することができる場合、工場製作から現場施工に移行する際に、主任技術者又は監理技術者を交代することができる。また、工場製作のみが行われている期間については、専任での配置は不要とする。この場合、専任での配置が不要な期間については、契約後に受発注者が協議して決定する。 専任を開始する日に、申請のあった配置予定技術者を配置できない場合や CORINS 等により配置予定の技術者の専任義務違反の事実が確認された場合は、原則、契約しない、又は契約を解除する。契約前にあっては、入札保証金に相当する額を、契約後にあっては、契約保証金に相当する額を違約金として支払わなければならない。これらの場合、静岡県は一切の損害賠償の責を負わない。 他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合や従事している工事の未完成等により、技術者が配置できないにもかかわらず入札した場合は入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行う場合がある。 ○ 配置予定技術者の資格、雇用関係を証するものとして以下の書類を提出すること。 - 法令による免許については、免許を証する書面の写し また、配置予定技術者が営業所技術者又は特定営業所技術者でないことを証する書類（建設業許可の申請時又は更新時に提出する書類に添付する営業所技術者又は特定営業所技術者を確認できる書類（写しで可）） - 当該技術者との雇用関係を証する書面（監理技術者資格者証の写し、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し又は雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し等自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するもの）の写し - 監理技術者資格者証の写し及び「監理技術者講習修了証」の写し ○ 同種工事の施工経験を確認できる書類を提出すること。 - 同種工事の施工経験として記載した工事に係る契約書の写し又は工事カルテ（CORINS）の写し等 （上記に加え、当該工事の概要が記された設計図書の写し等が必要な場合は、個別事項 1－5 に記載） - 同種工事の施工経験が静岡県発注のものである場合は、工事成績評定点が記載されている通知書の写し（完成検査合格通知書等）
⑩ 入札参加資格	静岡県のホームページにおいて、貴社の該当する部分を PDF 化して提出すること。
⑪ 経営事項審査結果通知書の写し	建設業法 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値通知書（審査基準日が入札日より 1 年 7 ヶ月以内のもの）の写し

- ・申請書、資格確認資料及び技術資料の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・入札執行者は、提出された申請書、資格確認資料及び技術資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

- ・提出期限後における申請書、資格確認資料及び技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ・提出された申請書、資格確認資料及び技術資料は、返却しない。
- ・提出された申請書、資格確認資料及び技術資料は、公表しない。
- ・申請書、資格確認資料及び技術資料に用いる言語は日本語とする。

2-3 設計図書等について

(1) 交付等の方法	個別事項に記載
(2) 質問	電子入札システムによる。やむを得ない場合のみ書面持参（様式自由）とする。
(3) 質問に対する回答	電送により回答し、書面の場合は契約条項を示す場所で縦覧する。

2-4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について、説明を求めることができる。

(1) 入札参加資格がないと認められた者の請求方法等	電送又は契約条項を示す場所へ書面持参（様式自由）とする。
(2) 発注者の回答方法	契約条項を示す場所で書面により回答する。

2-5 入札執行の場所等

(1) 入札の場所	契約条項を示す場所
(2) 入札の方法	電子入札システムによる。ただし、やむを得ない場合で発注機関の承認を得た場合は書面を持参して入札できる。 <電子入札システムによる場合> 電子入札システムにより入札書・入札価格（工事費）内訳書を提出すること。 <持参による場合> 事前に発注機関の承認を得て、開札日時に契約条項を示す場所に以下の書類を提出すること。 ・入札書、委任状（代理人の場合）、入札参加資格確認通知書、入札価格（工事費）内訳書を提出すること。
(3) その他注意事項	① 郵送による入札は認めない。 ② 持参による場合、入札書、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び入札価格（工事費）内訳書を提出すること。なお代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。 ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ④ 入札執行回数は、2回を限度とする。

2-6 入札価格（工事費）内訳書

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した入札価格（工事費）内訳書の提出を求める。

なお、入札価格（工事費）内訳書の提出の要否は、個別事項において記載する。

(1) 受付	<電子入札システムによる場合> 入札書等受付期間に準じる。 <持参による場合> 入札書の提出に準じる。
(2) 様式	様式第6号
(3) 取扱い	入札価格（工事費）内訳書は、入札書の添付書類とし、不備がある場合は入札を無効とする場合がある。

2-7 開札等

(1) 開札	契約条項を示す場所において、入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行うか、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
--------	--

(2)入札の無効	本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに建設工事等競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）及び〈現場説明、〔現場説明を行う場合〕〉現場説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札並びに当該工事の入札価格（工事費）内訳書に不備があるときは、当該入札を無効とする。 低入札価格調査の対象者が、開札後速やかになされる当該調査の実施に係る意思確認に対し、応じられない旨の意思表示をした場合には、入札心得第13条第2項に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札として当該入札を無効とする。 なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、入札後に行う入札参加資格の詳細な確認において入札参加資格がないと確認された者や、落札候補者が入札日以降落札決定までの間に、入札参加停止を受けた場合には、当該落札候補者のした入札は無効とする。 総合評価の評価項目の詳細な確認において、落札候補者が申請した評価点と異なる配点となった場合は、当該落札候補者のした入札を無効とすることがある。
(3)落札者の決定方法	入札公告「個別事項」に記載

2-8 落札者とならなかった者への理由の説明

落札者とならなかった者は、入札執行者に対して自らが落札者とならなかった理由について、説明を求めることができる。

落札者とならなかった者の請求方法等	契約条項を示す場所へ書面持参（様式自由）とする。
発注者の回答方法	契約条項を示す場所で書面により回答する。

2-9 不落随契

再度の入札において落札者がいない場合の随意契約への移行基準等は次のとおりとする。

移行基準	再度の入札（2回目の入札）を行った結果、落札者がいない場合において、最低価格と予定価格との差額が予定価格の5%以下であるときは不落随契に移行する。
見積書を徴する者	再度の入札（2回目の入札）で有効な入札を行った者のうち、入札価格と予定価格との差額が予定価格の5%以下で、最高評価値であった者から見積書を徴する。

2-10 その他

(1)入札保証金及び契約保証金	① 入札保証金 免除。 ② 契約保証金 納付（契約金額の100分の10（低入札価格調査を受けて落札した者にあつては100分の30）以上）。ただし、利付国債若しくは地方債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
(2)契約書の作成	① 契約の締結に当たっては、契約書〈仮契約書〔要議決工事の場合〕〉を作成しなければならない。〈①-2 契約は、県議会の議決があつたときに成立する。〔要議決工事の場合〕〉〈仮契約書の作成を要する契約、法令等の規定により紙の契約書が必須となる契約、契約期間に保存期間を加えた期間が10年を超える契約、自動更新条項付契約のいずれかに該当する場合を除く。〉 ② 契約金額1億円以上の場合、①の契約の締結（仮契約書が必要な場合を除く。）は、静岡県電子契約システムにより行うことができる。電子契約を希望する場合、落札候補となった日から入札後に行う入札参加資格確認資料の提出期限日までの間に「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」（静岡県電子契約運用要領 様式第1号（静岡県ホームページ「建設業のひろば」からダウンロード可））を「契約条項を示す場所」に、電子入札システム又はE-mailにより送信すること。なお、送信後、契約条項を示す場所まで電話連絡を行うこと。
(3)工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知	① 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでの間に、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。

(4)暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置	① 本工事の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 ② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 ③ 受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。 ※ 不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報（報告）等を怠った場合は、入札参加資格停止の措置を受けることがある。
(5)労働関係法令等遵守の誓約書の作成	事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第6条の規定に基づき策定された「県の実行方針」により、本工事に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。 ① 契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（様式第1号） ② 本契約に係る下請負者がある場合（契約途中で新たに発生した場合を含む。）には、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）（以下「入契法」という。）第15条第2項に定める施工体制台帳の写しの提出時に、下請負者から提出させた労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（様式第2号）の写し
(6)その他	① 静岡県公共事業電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。なお、代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のＩＣカードを使用して入札に参加し、又は参加しようとした場合等、ＩＣカードの不正使用が確認された場合には、入札参加停止を行うことがある。また、契約後にＩＣカードの不正使用が確認された場合には、契約解除を行うことがある。 ② 電子入札システムの障害等やむを得ない事情がある場合、紙入札に変更する場合がある。 ③ 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。 ④ 落札者は、申請書に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に専任で配置すること。（専任の配置技術者が必要な工事の場合） ⑤ 契約書案、契約約款、入札心得、仕様書及び現場説明書は、契約条項を示す場所で縦覧するものとする。 ⑥ 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。 ⑦ 申請書、資格確認資料及び技術資料に虚偽の記載をした場合においては、入札参加停止を行うことがある。 ⑧ １－５ に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者も申請書、資格確認資料及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の確認を受け、かつ、競争入札参加資格の認定を受けなければならない。 ⑨ 低入札価格調査制度については、「低入札価格調査制度実施要領・運用」によるので、別途ホームページ等で確認すること。 - 低入札価格調査を受けて落札した者にあつては、配置予定の主任技術者（監理技術者）とは別に、建設業法第26条第1項に規定する者と同等以上の技術者（以下「補助技術者」という。）を専任で土木工事（建設業法第2条第1項に規定する建設工事のうち、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事及び塗装工事）の場合は2名、その他の工事の場合は1名現場に配置しなければならない。ただし、特記等別に定める場合は、この限りではない。この場合において、主任技術者（監理技術者）及び補助技術者は、現場代理人と兼ねることができない。 - 低入札価格調査を受けて落札した者の契約保証金の取扱いについては、本公告「２－10 その他 入札保証金及び契約保証金②」参照。 ⑩ 落札決定後に、入札参加停止措置があった場合の取扱いについては、以下のとおりとする。 ア 落札決定後から契約締結までの間に落札者が静岡県から入札参加停止措置を受けたときは、当該落札決定を取り消すことがある。 イ 県議会の議決を要すべき契約においては、仮契約の締結前に静岡県から入札参加停止措置を受けたときは仮契約を締結せず、仮契約の締結後から県議会の議決前に静岡県から入札参加停止措置を受けたときは仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。 ウ ア又はイにより契約を締結しない取扱いとした場合については、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

⑪	本工事の下請人については、静岡県内に建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めること。（WTO政府調達協定が適用される場合、⑪の事項は該当しない。）
⑫	簡易な施工計画に記載された内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。なお、発注者は、提案内容に関する事項が提案者以外のものに知られることのないように取り扱うものとする。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしない。ただし、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがあることとする。
⑬	債務負担行為による複数年度の契約案件において、低入札価格調査等により債務負担行為設定年度中の契約締結が見込めない場合、本入札の執行を取りやめる。
⑭	その他詳細不明の点については、契約条項を示す場所及び事務を担当する機関へ連絡すること。

2-11 労務費ダンピング調査【設計金額5,000万円以上の場合】

この入札は、入契法第13条第1項の規定に基づき、入札価格（工事費）内訳書の内容の確認等（以下「労務費ダンピング調査」という。）を実施する。

調査対象者	落札候補者（落札者となった者を含む。）のうち、入札価格（工事費）内訳書に記載された直接工事費が一定水準を下回った者
理由書の提出	発注者は、調査対象者に「労務費ダンピング調査対象者通知書」により通知するものとし、調査対象者は、入札価格（工事費）内訳書に記載された直接工事費が一定水準を下回った理由書を期限までに提出しなければならない。
理由書の提出がない場合の措置	契約書の締結期限日までに理由書の提出がない場合、落札決定後辞退として取り扱うこととし、契約は締結しない。また、入札参加停止を行うことがある。
理由書の取扱い	合理的な理由が認められない場合、是正措置を要請するとともに、許可行政庁に通報を行う。